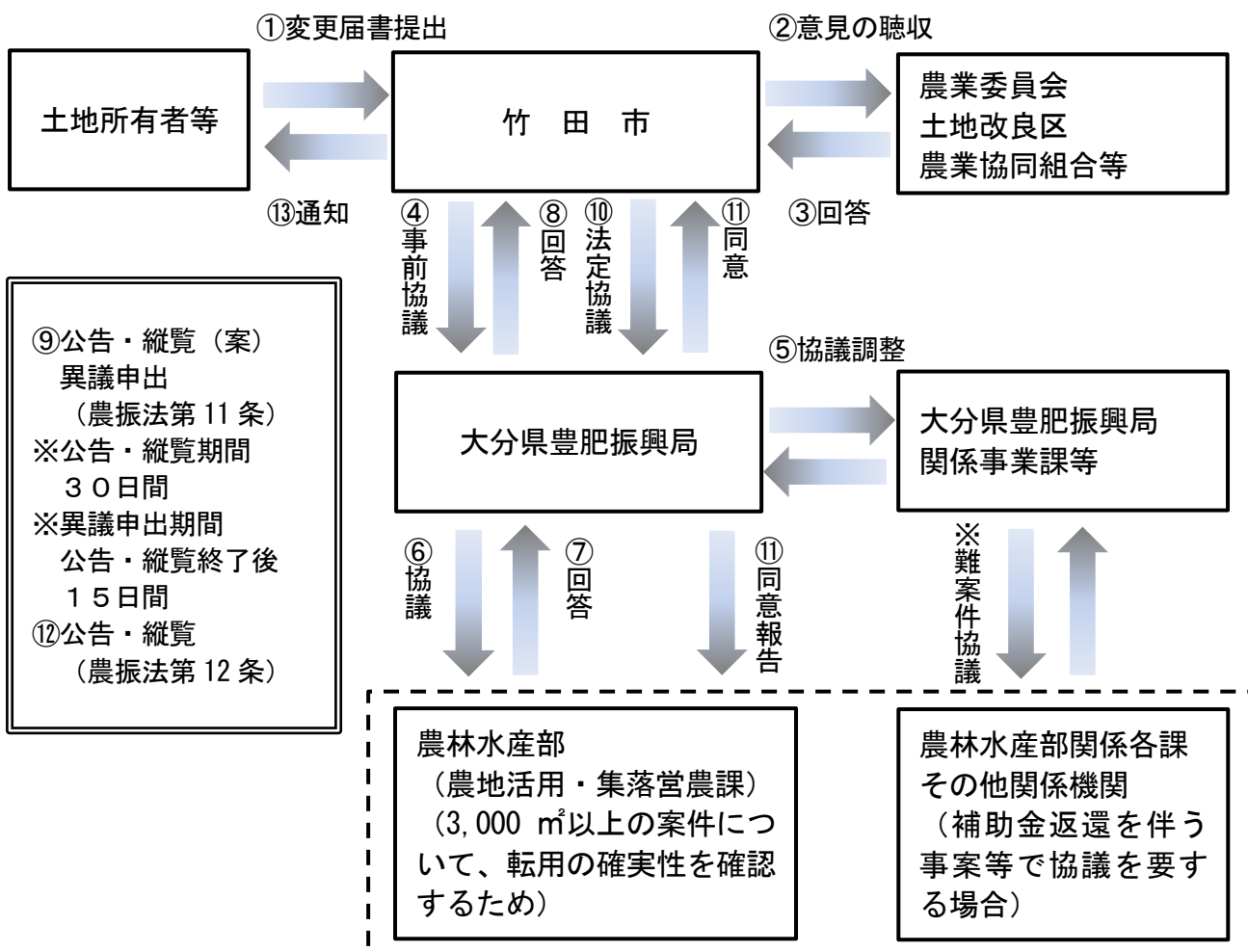


竹田市農業振興地域整備計画の変更手続きフロー

竹田市では、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づいて、農業の振興を図るため優良農地として守る必要がある農地を、農業振興地域内の農用地（青地）として指定しています。この農用地（青地）に指定されている土地に住宅、太陽光設備、植林等、農地以外の利用を計画するときには、農用地からの除外手続きが必要です。この手続きを、「農振除外」といいます。



農用地利用計画変更の受付について

- ・受付は年4回（3月、6月、9月、12月の各月10日ㄮ）です。
- ・農振除外は受付のㄮ日から6ヶ月程度かかります。その後農業委員会への農地転用申請が必要になりますので、余裕を持った届出をお願いします。
- ・原則として、第1種農地に該当する場合は、除外できません。
（第1種農地とは、10ha以上の一団の農地や、土地改良法に基づく土地改良事業等の対象となった農地等、良好な営農条件を備える農地を指しています。）

【問合せ先】 竹田市農政課（☎63-4805）